

4th place lab 参加規約

本規約は、株式会社ローンディール（以下「当社」といいます。）が運営するプログラム『4th place lab』（以下「本プログラム」といいます。）に参加いただく際に適用されます。本プログラムへの参加に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1章 総則

第1条(適用)

1. 本規約は、本プログラムへの参加条件に関する当社と会員（第2条において定義します。）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と会員との間で行われる本プログラムに関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が本プログラムに関して定める細則、マニュアル、本プログラムに関してウェブサイトに掲載する本プログラムへの参加に関するルール（以下、総称して「本ルール」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の内容と、本ルールその他の本規約外における本プログラムの説明等とが異なる場合は、本ルール、本規約、その他の本規約外における本サービスの説明等の順に優先して適用されるものとします。

第2条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりです。

1. 「会員」

本プログラムに参加するメンバーの総称を意味します。

2. 「本プログラム」

当社が会員との間で行う 4th place lab という名称の活動(詳細についてはウェブサイトに掲載するものとし、理由の如何を問わず活動名称または内容が変更された場合は、当該変更後の活動を含みます。)を意味します。なお、当社は、本プログラムの趣旨に従い、善良なる管理者の注意をもって本プログラムを運営及び遂行するものとします。

3. 「会員契約」

本規約の内容を条件として、第3条第2項に基づき当社と会員の間で締結される、本プログラムの参加契約を意味します。

4. 「反社会的勢力等」

以下のいずれか一つにでも該当する法人または個人

- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはその関係者、総会屋等、特殊知能暴力集団等およびこれらに準ずる者（公序良俗に反する団体の関係先を含む。）
- ・集团的または常習的に暴力的行為等を行うことを助長する虞のある団体およびこれに属している者ならびにこれらの者と取引のある者
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体およびこれに属している者ならびにこれらの者と取引のある者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定義される性風俗関連特殊営業を行う者およびこれらのために貸室部分等を利用させる者
- ・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等收受を行いまたは行っている疑いのある者およびこれらの者と取引のある者
- ・貸金業法第24条第3項に定義される取立て制限者またはこれらに類する者

5. 「投稿データ」

会員が本プログラムに参加して投稿その他送信するコンテンツ（文章、画像、動画その他のデータを含みますがこれらに限りません。）を意味します。

6. 「ウェブサイト」

そのドメインが「4thplace-lab.jp」である当社が運営する 4th place lab にかかるウェブサイト（理由の如何を問わず当社のウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）

7. 「プログラム参加費」

本プログラムに参加するための費用を意味し、その金額、対象期間等は別途当社ウェブサイトに掲示します。

第2章 参加申込み

第3条（申込み手続き）

1. 会員として、本プログラムへの参加を希望する者は、本規約の内容を承認の上、当社ウェブサイト上にて必要事項（以下「登録情報」といいます。）を入力するなど当社所定の方法により、申込みをしていただきます。
2. 当社は、前項に基づく申込みを受けた場合には、当社所定の基準により審査を行った上で、申込みを相当と判断した場合には本プログラムへの参加を承諾します。当社による承諾時に、本規約の諸規定に従った本プログラムに関する参加契約が会員と当社の間に成立します。
3. 当社は、第 1 項に基づき申し込みを行った会員が以下の各号のいずれかに該当し、又はその恐れがあると判断する場合には、会員として参加を承諾しないことがあります。その場合、当社は、承諾しないことの理由を説明する義務を負わないものとします。
 - (1) 当社所定の方法によらないで申し込みをされた場合又は当社所定の参加条件を満たしていない場合。
 - (2) 申し込みをされた会員について、架空名義、なりすまし等により、実在しないこともしくは申込名義とは異なる者による申し込みであることまたはそれらの疑いがあると当社が判断した場合。
 - (3) 当社より、申し込みをされた会員について、申し込みに係る権限を調査するため、当該申し込みをされた方に来社や必要な情報の提供を求めたにもかかわらず、これに応じない場合。
 - (4) 申し込みをされた会員が反社会的勢力等であり、またはその疑いがあると当社が判断した場合。
 - (5) 当社より、申し込みをされた会員が反社会的勢力等に該当するか否かに関する調査に必要な情報の提供を求めたにもかかわらず、これに応じない場合。
 - (6) 本規約第 11 条に基づき、利用を停止、利用契約を解除され、または登録抹消されたことがある場合。
 - (7) その他当社が定める基準によりご利用いただけないと当社が判断した場合。
4. 当社は、第 2 項の審査にあたり、第 1 項の申込みを行った会員について、信用調査機関等に照会することがあります。
5. 本プログラムに参加するために必要な、コンピュータ、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備および維持は、会員の費用と責任において行うものとします。

第4条（登録事項の変更）

1. 会員は、登録情報に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

第3章 4th place lab

第5条(会費および費用負担)

1. 会員は、本プログラムに参加する費用として、当社が指定する方法にてプログラム参加費を支払うものとします。
2. 支払済みのプログラム参加費は、会員が事由の如何を問わず本プログラムに参加できなくなった場合でも、一切返金されないものとします。ただし、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第6条(活動内容)

1. 会員は、ウェブサイトに記載する内容の活動に参加することができるものとします。
2. 会員は、ウェブサイトに記載する活動内容が適宜変更される可能性のあることを予め異議なく承諾するものとします。

第7条(有効期間)

1. 会員資格の有効期間は、お申し込み後、当社が承諾した初回の活動月より当社が別途定める本プログラム期間とし、その後は当社の承諾のもと、当社が定める期間更新できるものとします。但し、当社が引続き会員として認めることが相当でないと判断した場合はこの限りではありません。

第4章 その他

第8条(禁止事項)

1. 会員は、本プログラムの参加にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。
 - (1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
 - (2) 当社、他の会員またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
 - (3) 公序良俗に反する行為
 - (4) 当社、他の会員またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉その他の権利または利益を侵害する行為
 - (5) 他の会員のビジネスアイデアを盗用または漏洩する行為
 - (6) 本プログラムを通じ、以下に該当し、または該当すると当社が判断する情報を当社、本プログラムの専用ワークスペースまたは他の会員に送信すること
 - 1 過度に暴力的または残虐な表現を含む情報
 - 2 コンピュータ・ウィルスその他の有害なコンピュータ・プログラムを含む情報
 - 3 当社、他の会員またはその他の第三者の名誉または信用を毀損する表現を含む情報
 - 4 わいせつな表現を含む情報
 - 5 差別を助長する表現を含む情報
 - 6 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報

- 7 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
- 8 反社会的な表現を含む情報
- 9 チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
- 10 他人に不快感を与える表現を含む情報
- (7) 本プログラムに使用されるネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
- (8) 当社が提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為
- (9) 本プログラムの運営を妨害するおそれのある行為
- (10) 本プログラムに使用されるネットワークまたはシステム等への不正アクセス
- (11) 第三者に成りすます行為
- (12) 当社が事前に許諾しない本プログラム上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (13) 他の会員の情報の収集
- (14) 当社、他の会員またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (15) ウェブサイト上で掲載する本プログラムの利用に関するルールに抵触する行為
- (16) 反社会的勢力等への利益供与
- (17) 面識のない異性との出会いを目的とした行為
- (18) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
- (19) 前各号の行為を試みること
- (20) その他、当社が不適切と判断する行為

第9条(本プログラムの停止、中断、廃止)

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、本プログラムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - (1) 本プログラムに関連するコンピュータ・システムの点検または保守作業を緊急に行う場合
 - (2) コンピュータ、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本プログラムの運営ができなくなった場合
 - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変、ウィルスの蔓延などの不可抗力により本プログラムの運営ができなくなった場合
 - (4) その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合
2. 当社は、当社の都合により本プログラムを廃止することができるものとし、この場合、当社は、あらかじめその旨を当社所定の方法により会員に通知します。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき会員に生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第5章 知的財産権

第10条(権利帰属)

1. 本プログラムに関する特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権等の知的財産権およびこれらに準ずる技術情報、ノウハウ等（以下「知的財産権等」といいます。）は、第3項に定めるものを除き当社に帰属します。
2. 当社の会員に対する本規約に基づく本プログラムの参加承認は、ウェブサイトまたは本プログラムに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。なお、本プログラムに基づき実践される活動等に関連して発生した知的財産権は、全て当該活動に関するアイデアを提供した会員に帰属すること

を確認します。当該アイデアを提供した会員が複数いる場合の権利関係については、当該会員間で取り決めを行うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 会員は、自らが投稿その他送信する投稿データについての適法な権利を有していること、投稿データが第三者の権利を侵害していないこと、自己の活動が第三者の権利を侵害していないことについて、当社に対し表明し、保証するものとします。
4. 会員は、投稿データについて、当社に対し、世界的、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能な使用、複製、翻案、配布、派生著作物の作成、表示および実行に関するライセンスを付与します。また、他の会員に対しても、本プログラムの参加に必要な範囲で、会員が投稿その他送信した投稿データの使用、複製、翻案、配布、派生著作物の作成、表示および実行することについての非独占的なライセンスを付与します。
5. 会員は、当社および当社から権利を承継または許諾された者、ならびに他の会員に対して著作権人格権を行使しないことに同意するものとします。

第6章 休会・退会等

第 11 条(登録抹消等)

1. 当社は、会員が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催促することなく、投稿データを削除もしくは非表示にし、当該会員について本プログラムへの参加を一時的に停止し、利用規約を解除し、または会員としての登録を抹消することができるものとします。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 入会情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始などこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (4) 第 13 条による休会の場合を除き 3 ヶ月以上本プログラムへの参加がない場合
 - (5) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
 - (6) 第 3 条第 3 項各号に該当する場合
 - (7) 本プログラム参加の前提となる WILL 発掘ワークショップへの参加がない場合
 - (8) その他、当社が本プログラムへの参加または会員としての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 前各号のいずれかの事由に該当した場合、会員は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 12 条(退会)

1. 会員は、当社が別途定める手続の完了により、本プログラムから退会し、会員としての登録を抹消することができます。この場合、利用規約は当然に終了するものとします。
2. 退会にあたり、当社に対して負っている債務が有る場合は、会員は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 退会後の個人情報の取扱いについては、第 18 条の規定に従うものとします。

第 13 条(休会)

1. 会員は、当社の事前の承諾を得ることで、本プログラムへの参加を休会できるものとします。
2. 会員は、活動を再開する場合は、当社に事前の通知を行った上で、当社の指示のもと再開するものとします。

第 14 条(本プログラムの内容の変更、終了)

1. 当社は、当社の都合により、本プログラムの内容を変更し、または運営を終了することができます。
2. 当社が本プログラムの内容を変更し、または運営を終了する場合、当社は第 19 条の規定に基づき、会員に対し事前に通知するものとします。

第7章 保証および免責事項

第 15 条(保証の認否及び免責)

1. 当社は、本プログラムの内容が会員の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品・サービスの価値・正確性・有用性を有すること、会員による本プログラムへの参加が会員に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること、および不具合が生じないことについて、明示または黙示を問わず何ら保証するものではありません。
2. 会員は、本プログラムへの参加に関して、自己が所属する企業、団体その他一切の活動体(以下「所属企業等」といいます。)の内規その他一切の規定に違反していないことを表明し、保証するものとします。
3. 当社は、本プログラムの参加（本プログラムの一環として会員が自身の判断で実施した活動を含みます。）により、会員に何らかの損害または不利益が生じた場合であっても、責任を負いません。ただし、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。
4. 本プログラムに関連して会員と他の会員または第三者（所属企業等を含みます。）との間において生じた取引、連絡、紛争等(以下「紛争等」といいます。)については、会員が自己の責任によって解決するものとします。また、当該紛争等により、当社が何らかの損害を被った場合、その会員は当社に対してその一切の損害について補償するものとします。ただし、当該紛争等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合はこの限りではありません。

第 16 条（紛争処理および損害賠償）

1. 会員は、本規約に違反することにより、または本プログラムの参加に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
2. 会員が、本プログラムに関連して他の会員、または第三者（所属企業等を含みます。）からクレームを受け、またはそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、会員の費用と責任において当該クレームまたは紛争を処理し、当社からの請求に基づき、遅滞なくその経過および結果を当社に報告するものとします。
3. 会員による本プログラムの参加に関連して、当社が、他の会員、または第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、会員は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。また、当社の請求に基づき当社が必要と判断する情報を遅滞なく当社に報告するものとします。

第8章 秘密保持等

第 17 条(秘密保持)

1. 会員は、本プログラムに関連して当社が会員に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱うものとします。

第 18 条(個人情報の取扱い)

1. 当社は、本プログラムの運営にあたり取得する会員の個人情報を、当社が別途定めるプライバシー・ポリシーに従って取り扱います。会員は、予めこれに同意するものとします。
2. 当社は、会員が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用および公開することができるものとし、会員はこれに異議を唱えないものとします。

第9章 規約の変更

第 19 条(本規約の変更)

1. 当社は、本規約の変更に際し、①当該変更が会員の一般の利益に適合するとき、または②当該変更が本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときには、本条第 2 項の定めに従い本規約を変更することができるものとします。
2. 当社所定の予告期間をもって変更内容を当社ウェブサイトに掲示します。
3. 当社は、第 1 項に定める場合を除き、本規約の変更については、所定の方法で会員の同意を得るものとします。

第10章 その他

第 20 条(連絡/通知)

1. 本プログラムに関する問合せその他会員から当社に対する連絡または通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から会員に対する連絡または通知は、当社が定める方法で行うものとします。
2. 当社が登録情報におけるメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合、会員は当該連絡または通知を受領したものとみなします。

第 21 条(会員契約上の地位の譲渡等)

1. 会員は、当社の書面による事前の承諾なく、会員契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社が本プログラムにかかる事業を第三者に譲渡した場合（当社が所有または設立する法人に承継させる場合も含みます。）には、当該事業譲渡に伴い会員契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録情報その他の個人情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 22 条（活動内容の公表等）

会員は、当社が本プログラムの活動について、広告宣伝および参加者の募集を目的に必要な範囲で、当社ウェブサイト、ソーシャルネットワーキングサービスなどの媒体、および放送、出版などの媒体において、活動内容の全部もしくは一部を開示その他利用することがあることに、あらかじめ同意するものとします。

第 23 条(存続条項)

第 5 条第 3 項、第 9 条第 3 項、第 10 条、第 11 条第 2 項及び第 3 項、第 12 条第 2 項、第 15 条、第 16 条から第 18 条ならびに第 21 条から 25 条までの規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。但し、第 17 条については、利用契約終了後 5 年間に限り存続するものとします。

第 24 条(分離可能性)

1. 本規約のいずれかの条項またはその一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 25 条(準拠法及び管轄裁判所)

1. 本規約及び会員契約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約または会員契約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021 年 9 月 28 日制定
2024 年 5 月 1 日改定